

船舶事故調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山 本 哲 也

委員 石 川 敏 行

事故種類	転覆	
発生日時	不明（平成22年12月18日 10時00分ごろ～11時30分ごろの間）	
発生場所	北海道石狩市浜益漁港西方沖 浜益港北防波堤灯台から真方位268° 5.4海里（M）付近 （概位 北緯43° 36.0′ 東経141° 15.4′）	
事故調査の経過	平成22年12月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六十六 ^{そうごう} 総幸丸、9.7トン HK2-21689（漁船登録番号）、個人所有 14.97m（Lr）×3.77m×1.26m、FRP ディーゼル機関、540kW（漁船法馬力数）、平成5年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年3月22日 免許証交付日 平成17年6月21日 （平成23年3月21日まで有効） 甲板員 男性 39歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年7月15日 免許証交付日 平成22年7月15日 （平成27年7月14日まで有効）	
死傷者等	死亡 1人（船長）、行方不明 1人（甲板員）	
損傷	機関、航海計器等に濡損	
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、浜益漁港を出港して同港西方沖約5.4MIに設置されたほたて貝養殖施設（以下「本件施設」という。）においてほたて貝の垂下式養殖作業を行っていた。 船長は、平成22年12月18日10時00分ごろ、僚船Aの船長に本船のプロペラにほたて貝が入った丸籠を巻き込んだことを無線で伝え、自力航行に支障がないので帰港後の除去作業を依頼し、その後、当日の揚網予定について、携帯電話で船舶所有者と打合せを行った。 僚船Aの船長は、本船が帰港しないので、11時30分ごろ及び12時00分過ぎごろに無線及び携帯電話で本船に呼び掛けたものの応答がない	

	<p>ことから不審に思い、本船の様子を確認するために本件施設へ向かったところ、13時00分ごろ、本件施設において、転覆状態の本船を発見した。</p> <p>僚船Aの船長は、漁業協同組合に連絡し、13時09分漁業協同組合が118番通報を行い、僚船及び海上保安庁の巡視船等により船長及び甲板員の捜索が開始された。</p> <p>船長は、翌19日07時26分ごろ、本船発見場所から南南西方4M付近において、うつ伏せ状態で浮いているところを僚船Bに発見され、浜益漁港へ搬送された。船長は、搬送された病院で死亡が確認され、死因は溺水と検案された。また、甲板員は行方不明となった。</p> <p>本船は、14時30分ごろ、転覆状態で僚船A及び僚船Bにえい航されて浜益漁港へ入港した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 不明、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、水温 約9℃</p> <p>石狩市に風雪及び波浪注意報が発表されていた。</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、本船に乗り組むようになって約10年であり、甲板員は、約3年であった。</p> <p>本事故当日は、気象状況が良かったため、浜益漁港を基地としてほたて貝養殖漁業に従事している漁船のほとんどが操業を行っていた。</p> <p>本事故後、本件施設には、籠を揚げた形跡のある桁網とプロペラに巻き込まれたものと見られる損傷した桁網が確認され、桁網に船体を接舷させる際に使用する漁具と切れたワイヤーが残されていた。また、本事故前に船長と船舶所有者とが携帯電話で打合せを行い、打合せ後に揚網予定としていた桁網は、ほぼ手付かずの状態を確認され、ほたて貝が揚収された形跡はなかった。</p> <p>本船には、他船と衝突したと見られる痕跡はなく、揚網クレーンのブームを最大限に伸ばした状態で右舷側に振り出し、プロペラ点検口窓に異常はなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、浜益漁港西方沖の本件施設において操業中、10時00分ごろ、船長が僚船Aの船長及び船舶所有者と無線等で通信を行い、11時30分ごろ、僚船Aの船長が無線等で本船に通信したものの応答がなかったことから、この間において、転覆したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員は、行方不明となった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、浜益漁港西方沖の本件施設において操業中、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>	